

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、住所変更等の事由により年度途中において補助の対象でなくなった者については、当該事由が生じた日の属する月分までの月割額を交付するものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、住所変更等の事由により年度途中において補助の対象となり補助金交付申請書を提出した者については、当該事由が生じた日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）分からの月割額を交付するものとする。ただし、事由が生じた日の翌日から起算して15日を経過した日以後に補助金交付申請書が提出されたときは、当該申請書を受理した日の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）分からの月割額を交付するものとする。
- 6 前2項の月割額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。